

「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定について

1 要旨・目的

感染症危機に際して迅速に対処するため、予め有事の際の対応策等を整理した「広島県新型インフルエンザ等対策行動計画」について、次の感染症危機でより万全な対応を行うことができるよう、広島県感染症対策連携協議会等からの意見聴取及びパブリックコメントを経て、令和7年3月に改定した。

2 現状・背景

- 新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）対応では、感染症危機が、県民の生命・健康だけでなく、経済・社会生活にも大きな脅威となり、全ての県民が当事者として向き合い、社会全体で取り組まなければ効果が期待されるものではないことを浮き彫りにした。
- 次なる感染症危機は、将来必ず到来すると考えられ、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指す必要がある。

3 改定計画の概要（素案からの変更なし）

(1) 計画期間

なし（ただし、「広島県感染症予防計画（第5版）」の見直し等に合わせ、概ね6年ごとに改定について検討（有事対応が行われた場合は、その対応経験を基に見直し））

(2) 改定に当たっての考え方

令和6年7月に改定された国の「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を基本として、本県の新型コロナ対応の振り返りを的確に反映させる。

(3) 主な改定内容

区分	主な改定内容
平時の備えの整理や拡充	○ 行うべき対策の関係者間での共有とその準備の整理 ○ 関係者や県民への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善 ○ 協定の締結による有事の医療・検査体制の確保 ○ 負担軽減や情報の有効活用、国・県・市町の連携等のためのDXの推進や人材育成
感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	○ 幅広い感染症を念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定した対策の整理 ○ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等に応じた柔軟かつ機動的な対策の切替え ○ 県民の理解・協力を得るための科学的根拠に基づいた情報発信

(4) 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 7 条

4 スケジュール

区分	令和 6 年									令和 7 年			
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月
感染症 対策連携 協議会等					第 1 回			第 2 回		パブリック コメント		計画 第 3 回 改定	
	現状整理				骨子案協議		素案協議						
生活 福祉 保健 委員会						骨子案			素案				完成版報告